

東京第一会計ニュース

2017(平成29)年7月1日発行

No. 106
CONTENTS

第39回 末広会総会のご案内
顧問先紹介【有限会社 北斗電工】
平成29年税制改正
雑学入門

礎

いしずえ



7月

末広塾 講演会のご案内

『20年で年商300億円を超えた経営術』

講師 元株式会社 アサカワホーム 代表取締役
細渕 弘之 氏

細渕氏は昭和48年に室内装飾業を起業し、平成3年に法人設立後、わずか20年で年間売上高300億円を突破。細渕氏が経営する上で重視されてきた、データの収集・分析とその活用方法、利益を生み出すシステムづくりについてお話しいただきます。

皆さまのご参加をお待ちしております。



日時 平成29年7月14日(金曜日)
14:00～16:30(13時30分受付開始)
場所 立川市女性総合センター・アイム(JR立川駅北口より徒歩5分)
ファーレ立川センタースクエア5階 第3学習室
会費 5,000円

9月

雑学セミナー開催のご案内

弥生会計の初心者向け勉強会を開催します。



一緒にパソコンを操作しながら、基本的な操作方法や便利機能を学んでいきます。
初心者の皆様がレベルアップできるセミナーとなっています。
現在弥生会計の入力にお困りの方、これから自計化を考えている方は、是非ご参加ください。

日時 平成29年9月8日(金曜日)
13:30～16:30
場所 弥生本社 セミナールーム
東京都千代田区外神田4-14-1 秋葉原 UDX21 階
秋葉原駅より徒歩2分/御茶ノ水駅より徒歩7分

「積立NISA」の創設

現行のNISAよりも、小額からの積立・分散投資ができるよう「積立NISA」が創設されました。

(平成30年1月1日以後の投資について適用)

現行のNISAと「積立NISA」の比較表を見てみましょう。

	積立NISA	現行NISA
年間の投資上限額	40万円	120万円 (平成26・27年は100万円)
非課税期間	20年間	5年間
口座開設可能期間	20年間 (平成30年～平成49年)	10年間 (平成26年～平成35年)
投資対象商品	積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託	上場株式・公募株式投資信託等
投資方法	契約に基づき、定期かつ継続的な方法で投資	制限なし

※いずれかを選択

現行のNISAに比べ「積立NISA」は年間の投資上限が40万円と低いものの非課税期間が5年から20年へと長期化しており、非課税投資総額で考えると600万円から800万円と増加しています。

(※現行のNISAは非課税期間経過後に一度だけ新規開設のNISA口座へ移管することができず。(いわゆるロールオーバー)ただし、現行のNISAでは上場株式への投資ができるのに対し、「積立NISA」では「積立・分散投資に適した一定の公募等株式投資信託」にしか投資できませんので、注意しなくてはなりません。

この現行のNISAと「積立NISA」は、いずれかを選択する必要があります。

また、今後の動きとして現行のNISAと「積立NISA」を一本化するという案や、ロールオーバー時の非課税投資上限の撤廃という案なども出てきているようです。このような動向も踏まえ、どちらが自分に合っているのか検討し決めることが大切です。



その他の税制改正では、

- ・事業承継税制の見直し
- ・居住用超高層建築物(いわゆる「タワーマンション」)に係る固定資産税等の課税の見直し
- ・所得拡大促進税制の拡充
- ・酒税税率構造の見直し

などがあります。

詳細につきましては担当者にお尋ねください。税法に関係する事柄として、平成29年6月15日に成立した「組織犯罪処罰法改正案」、つまり共謀罪があります。その対象になる刑事事件の範囲に消費税法・所得税法・相続税法・法人税法などの税法も入っています。政府の説明では共謀罪の運用対象はテロリスト等に限定されることですが、運用範囲の拡大解釈が行われたいとも限りません。

共謀罪は、その名の通り共謀、つまり話し合いの行為自体を罪とみなす法律であるため、節税の相談すらも当局から脱税に当たるとみなされれば逮捕されてしまう可能性があります。

与党が7割近い議席を占める国会で、議論もままならないまま数の力で採決してしまう現状は大変危険なことではないでしょうか。私たちはこれからの国政を鋭く注視していかなくてはなりません。



夏は様々なレジャーに適した季節です。全国各地で開催される花火大会や盆踊り、キャンプなどが挙げられます。今回はその中から「海水浴」に照準を合わせ、歴史や普及の経緯などについてご紹介させていただきます。



海水浴のはじまり ～日本での普及～

海水浴は1750年頃、イギリス南東部の都市・ブライトンにて、医療目的で行われていた健康法が起源とされています。海辺の清涼な空気を吸い、海水に浸かることで、健康増進を促そうという狙いでした。健康増進としての海水浴が普及し始めたことで、漁村だったブライトンは急速にリゾート地へと姿を変えていくことになりました。

同様に、日本で海水浴が行われるきっかけも、治療を目的としていました。長崎海軍伝習所で、蘭学医に従事していた、松本良順医師がリウマチの治療を画策し、神奈川県大磯町で海水浴場を開設しました。(諸説あり)

常々、松本良順医師は、貧しい生活を送る方でも行える衛生法、そして薬の使用を抑える為の健康推進法を考えており、その矢先に

蘭学医である師・ポンペから海水浴の概念を聞いたそうです。日本は島国であることから海岸として開発できる箇所が多く、普及実現を後押ししました。

当時の海水浴は、現在の海水浴と大きく異なっていました。岩の所々に突き刺した鉄棒にしがみついて、海の流れに身を任せるという形で、さながら海水を使った湯治のようでした。その後、川が主であった水練場が徐々に海へと移っていき、医療・水練の両方を目的にした現在の海水浴の形へ進化していったとされています。



「海水」浴場ならぬ、「快水」浴場？

今、環境省の取り組みとして、「快水浴場」の選定が行われています。近年、人工建造物の増加に伴い、自然と接する機会の重要性が日増しに高まってきております。その為、改めて各地の水辺を再評価し、環境整備を促進していこうという取り組みです。評価のポイントについては水質や3R(※1)の遵守などがあります。関東地方では守屋海水浴場や大洗サンビーチ海水浴場などがあります。

次の世代に美しい海を引き継ぐために、多角的な視点で海を守りたいですね。

※1:3Rとは、リデュース(廃棄の削減)・リユース(再利用)・リサイクル(再生資源)の頭文字を取った環境標語です。

編集後記

平成29年もあつという間に下半期に突入しました。これから夏本番を迎え、涼しくなる頃には年の瀬が迫ってまいります。歳を取れば取るほどに、光陰矢の如しという言葉を強く実感できるようになってきました。

さて、本誌で紹介いたしました平成29年度税制改正ですが、私たちに身近な缶ビールや缶チューハイなどに課されている酒税に関しても改正が行われました。

ビールと発泡酒で異なっていた税率が統一され、通称「第三のビール」、新ジャンルのビール系飲料も発泡酒に包括される形です。この改正により、ビールは減税に、発泡酒・新ジャンルのビール系飲料は増税という形になります。また、その他の酒類も税率に変化が加えられ、清酒は減税、果実酒・チューハイは増税となります。



「礎」は引き続き、皆様のお役に立つ情報を提供できるように更なる精進を重ねてまいりますので、何卒よろしくお願いたします。